

那覇文化芸術劇場 なはーと ご利用チェックシート

施設の利用にあたり、下記事項に同意いただく必要がございます。内容を確認後、チェック□をつけてください。

「那覇文化芸術劇場なはーと施設利用ガイドライン」（※なはーとHP掲載）を、利用申請（予約）の前に必ず確認してください。

□施設使用料

施設利用許可をもって、使用料の支払い義務が発生します。納付期限は利用許可日から20日後（利用日までに20日ない場合は利用日の前日）です。使用料の納付前に取消・変更の手続きを行った場合も、一度利用許可を受けた日時・施設の施設使用料は全額納付いただきますので、日時や利用施設を十分に考慮した上で予約を行ってください。還付が生じる場合も、一旦全額を納付していただき、その後還付の手続きを行います。

□事前打ち合わせ

催事を安全・円滑に進行させるため、利用日の1ヶ月前までに当劇場の職員と打ち合わせを必ず実施してください。タイムスケジュールや仕込み内容（展示方法や搬入の動線等）、来場者への対応、スタッフの確保状況等の確認を行います。打ち合わせの日程や必要書類を事前に確認の上ご来館ください。

□入退館手続き・借用時間の厳守

入室・退室するときは、必ずなはーと総合案内にお声かけください。

借用時間開始前に入室することはできません。借用時間終了時には退室してください。

なお、なはーとの開館時間は9時～22時ですので、9時以降に入館いただき、22時には退館いただきます。

※18歳未満の者のみで利用する場合は、20時以降はご利用できません。

※中学生以下の者のみのご利用はできません。保護者や関係者など18歳以上の者の同伴がある場合にのみご利用可能です。（利用申請も18歳以上の方が行ってください。）

利用者は18歳未満のみの者ではありません。

はい いいえ

- ①18歳未満の者のみの場合 → 20時以降の利用 なし あり（18歳以上の同伴者氏名：）
 ②中学生以下の者のみの場合 → ご利用できません。

□空調・附属設備

クーラーは無料でご利用いただけます。ON・OFFや温度の設定変更は劇場スタッフにて行いますので、スタッフにお声かけください。

展示室内に机やイス等の常設の備品はありません。

お持ち込みいただくか、借用希望の備品等がございましたら打ち合わせ時にお知らせください。

※備品の数には限りがあります。他施設での利用状況によってはご希望に沿えない場合もあります。ご了承ください。

□荷物等の搬入

搬入口はご利用いただけません。搬入のための一時的な駐車については、車寄せをご利用ください。

台車の貸出は可能ですが、他で利用している場合は貸し出せない場合もあります。

□楽器など、音や振動の出るもの利用

展示室内で聴こえる程度の音量に留めてください。共用エリアまで聞こえる音量や、他施設に影響が出ると判断した場合は、音量を調整いただくか、施設借用中でも利用を停止いただく場合があります。

なお、音響機材の貸出はありません。

□照明

間接照明および、スポットライトが9つあります。スポットライトの位置の変更や向きの調整は、主催者にて行ってください。脚立の貸出は可能ですが、他で利用している場合は貸し出せない場合もあります。また、脚立利用の際は安全にご使用ください。

※厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署発行の「はしご・脚立パンフレット」をご確認ください。

□官公庁への届出、法令遵守

客席の設置や危険物品の持込等に伴う消防局への届出、飲食物の販売等に伴う保健所への申請など、官公庁への届出が必要なものについては、定められた期日までに主催者において必要な手続きを行い、申請したことが分かる書類の写しを劇場へ提出してください。

その他劇場利用にあたって関連する法令等は遵守の上ご利用ください。

□用途の厳守

作品等の販売を主目的とするご利用は認めておりません。

□スタッフの配置

開催時間中は必ずスタッフを配置してください。

裏面もあります。

□スタッフ用駐車場

借用時間開始 15 分前から借用時間終了 15 分後までの間、駐車場を 1 台ご利用いただけます。

ご利用日の前開館日の 17 時までに駐車場利用届をご提出ください。

□原状回復、損害賠償

利用終了時には、利用施設および備品は全て元の状態に戻し、整理整頓してください。

施設利用にあたり発生したごみは、全てお持ち帰りください。

会場責任者は、原状回復がすべて終了し、劇場スタッフの確認が終了するまで必ず立ち会ってください。

備品などを損傷、汚損、紛失した場合は弁償していただきます。

□利用許可の制限

下記に該当する場合は利用をお断りいたします。該当しないことを確認の上申請してください。

- ・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- ・施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ・集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ・管理又は運営に支障があるとき。
- ・その他市長が不適当と認めるとき。

□利用許可の取消等

下記に該当する場合は利用許可の取消、変更、利用の制限、または利用の停止をすることがあります。この場合、本市はその結果生じた損害賠償はいたしません。

- ・那覇文化芸術劇場なはーと条例および同施行規則に違反したとき。
- ・利用許可に付した条件に違反したとき。
- ・偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- ・管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ・災害その他やむを得ない事由により施設等の利用ができなくなったとき。

□禁止事項

敷地内での下記の事項は禁止しております。借用施設を利用する全ての方が遵守するよう、会場責任者で管理をお願いいたします。

- ・利用権の譲渡や転貸を行うこと。
- ・利用許可を受けていない施設又は附属設備を利用すること。
- ・許可を受けないで壁面、柱、扉等に貼り紙、くぎ打ち等をすること。
- ・許可を受けないで飲酒(酒類の販売を含む)・喫煙をすること。
- ・所定の場所以外の場所に出入りすること。
- ・所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。
- ・不潔な状態にすること。
- ・他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすこと。
- ・他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を持ち込むこと。
- ・退室後もにおいが残るようなものを持ち込むこと。
- ・その他市長又は会場責任者の指示に反する行為をすること。

□台風接近時のなはーとの開館・閉館について

- ・暴風警報が発令され、バスの運行が停止又は停止されることが明らかなときは、臨時閉館します。(閉館時間は随時決定)
- ・暴風警報が解除になった場合、又は同警報発令中でも路線バスの運行が再開した場合は、原則開館いたします(開館時間は随時決定)が、利用者及び来場者の安全を確保できない等、管理運営に支障をきたすと判断した場合は、臨時閉館いたします。
- ・利用許可日(期間)に台風が接近する予報が出た場合は、なはーとへお問い合わせください。

□敷地内での事件・事故に関して、施設の瑕疵が原因と特定されたもの以外は責任を負いかねます。**□なはーと周辺は住宅街となっております。特に夜間帯においては大声での会話をを行わないなど、近隣の住民方へご配慮いただきますようお願ひいたします。****□当日連絡がつく連絡先を用意し、施設利用許可申請書にご記入ください。****□なはーとの受付時間(電話・窓口)は9時~19時となっております。受付時間外でお急ぎのご連絡がある場合は、なはーとの代表メール(nahart@city.naha.lg.jp)にご連絡ください。**

上記事項に同意の上、施設利用許可申請書に記載のとおり展示室の利用申請を行います。

年 月 日

申請者名(団体名および代表者名)